

前期集団健診(検診)のおしらせ



予約が必要です

6月から7月の集団健診(検診)について、下記のとおり実施します。定期的に健診(検診)を受診し、病気を予防しましょう。詳しくは、健診(検診)カレンダーをご覧ください。

予約方法 お電話またはWEBにてお申し込みください。(大腸がん検診・特定健診は予約不要です)
なお、回線が混み合う場合がございますので、WEB予約をご活用ください。

	電話予約申込み	WEB予約申込み
がん検診:40歳以上 (子宮頸がんは30歳以上)	専用ダイヤル:0120-994-595 予約期間:5月13日(月)~17日(金) 受付時間:9時~18時	予約期間:5月13日(月)~25日(土) WEB予約はこちら▶ 24時間対応
基本健診:16歳~39歳		予約期間:通年 WEB予約はこちら▶ 24時間対応

健診(検診)日程

実施日	会場	受付時間				
		胃・肺がん	大腸がん	乳・子宮頸がん	基本健診	特定健診
6月5日(水)	土山開発センター	9:00~9:15(女性) 9:30~9:45(女性)	容器販売・配布 9:00~11:00	13:30~13:45	9:00~10:45	9:00~11:00
6月6日(木)		10:00~10:15(男性) 10:30~10:45(男性)		14:00~14:15 14:30~14:45		
6月11日(火)	甲賀保健センター (甲賀町)	●	●	●	●	●
6月12日(水)		●	●	●	●	●
6月14日(金)	まる一む				● 9:30~10:45	
6月20日(木)	信楽開発センター	●	●			
6月21日(金)		●	●	●		●
6月25日(火)	碧水ホール	●	●	●		●
6月26日(水)		●	●			●
6月29日(土)		●	●	●		●
7月2日(火)		●	●	●		●
7月3日(水)		●	●	●		●
7月4日(木)		●	●		●	
7月17日(水)	甲南公民館 (忍の里プララ)	●	●		●	●
7月18日(木)		●	●	●	●	●
7月19日(金)				● 18:00~19:15		
7月20日(土)	甲賀市役所(別館)	レディースデー(女性のみ対象) すべてのがん検診を午前中に実施します (受付時間 9:00~10:45)				

問 (がん検診・基本健診) すこやか支援課 健康増進係 ☎ 69-2168 ☎ 63-4085
(特定健診) 保険年金課 国保年金係 ☎ 69-2141 ☎ 63-4618

令和6年度 国民健康保険税が変わります

①税率等を改正

被保険者の減少や医療費の増加等による国民健康保険特別会計予算の歳入不足を補うため、令和6年度の国民健康保険税率等を改正します。

②改正の経過について

国や滋賀県の方針として、加入者負担の公平化を図るため、令和9年度の県統一保険税率をめざして、標準保険税率が提示されています。県統一に向けて今後も段階的に税率改正が必要であることも含め、皆様のご理解をいただきますようお願いいたします。

区分		令和5年度	増減	令和6年度	現行との差
医療分 (医療給付費分)	所得割	6.8%	↑	7.0%	+0.2%
	均等割	23,600円	↑	24,500円	+900円
	平等割	20,000円	→	20,000円	同額
支援金分 (後期高齢者支援金分)	所得割	2.4%	↑	2.5%	+0.1%
	均等割	7,500円	↑	8,300円	+800円
	平等割	6,300円	↑	6,600円	+300円
介護分 (介護給付金分)	所得割	2.1%	↑	2.3%	+0.2%
	均等割	9,600円	↑	10,000円	+400円
	平等割	6,600円	↘	6,300円	-300円

税率改正前後の試算額

例 夫婦と子ども1人 計3人加入の場合

● 夫の所得

営業所得 300万円
(所得割算定基礎額
300万-43万=257万)

● 妻と子どもの所得はなし

※夫婦は40歳以上65歳未満とする。
※子は7歳以上とする。

改正前 年税額 435,600円
改正後 年税額 454,500円

年間 18,900円の増額
月々 約1,575円の増額

	医療分	支援金分	介護分	
改正前	所得割	174,760 (257万×6.8%)	61,680 (257万×2.4%)	53,970 (257万×2.1%)
	均等割	70,800 (23,600×3人)	22,500 (7,500×3人)	19,200 (9,600×2人)
	平等割	20,000	6,300	6,600
年税額	265,500	90,400	79,700	= 435,600
改正後	所得割	179,900 (257万×7.0%)	64,250 (257万×2.5%)	59,110 (257万×2.3%)
	均等割	73,500 (24,500×3人)	24,900 (8,300×3人)	20,000 (10,000×2人)
	平等割	20,000	6,600	6,300
年税額	273,400	95,700	85,400	= 454,500



例 夫婦2人加入の場合

● 夫の所得

年金収入 200万円
(所得割算定基礎額
200万-110万-43万=47万)

● 妻の所得はなし

※夫婦は65歳以上とする。
※低所得世帯に該当するため、均等割・平等割が5割軽減となる。

改正前 年税額 87,400円
改正後 年税額 90,700円

年間 3,300円の増額
月々 約275円の増額

	医療分	支援金分	
改正前	所得割	31,960 (47万×6.8%)	11,280 (47万×2.4%)
	均等割	23,600 (23,600×2人×0.5)	7,500 (7,500×2人×0.5)
	平等割	10,000 (20,000×0.5)	3,150 (6,300×0.5)
年税額	65,500	21,900	= 87,400
改正後	所得割	32,900 (47万×7.0%)	11,750 (47万×2.5%)
	均等割	24,500 (24,500×2人×0.5)	8,300 (8,300×2人×0.5)
	平等割	10,000 (20,000×0.5)	3,300 (6,600×0.5)
年税額	67,400	23,300	= 90,700



令和6年度の国民健康保険税の決定通知書は6月中旬にお送りしますのでご確認ください。

問 税務課 市民税係 ☎ 69-2128 ☎ 63-4574